

令和2年度 安芸地区衛生施設管理組合 会計年度任用職員募集要項

安芸地区衛生施設管理組合で任用する会計年度任用職員を募集します。

勤務を希望する方は、履歴書を作成していただき総務課まで提出してください。

※ 履歴書は、市販のものでかまいません。

1. 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日～翌年3月31日）で任用される非常勤職員です。

2. 募集内容等

区分	募集内容
募集職種等	2ページをご覧ください。
申込資格 (町職員としての要件)	地方公務員法第16条に定められている次のアからウまでのいずれにも該当しない人 ア 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人 イ 安芸地区衛生施設管理組合の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、これに加入した人
有効期限	令和3年3月31日
勤務地	安芸地区衛生施設管理組合（安芸郡坂町21322番地の11）
任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
1日の勤務時間	7時間（休憩1時間） 8時30分から16時30分 もしくは 9時30分から17時30分 （配属先の事務の都合により異なる）
期末手当	任期が6か月以上で、週15時間30分以上勤務の場合、支給あり
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合、組合の規定に基づき支給
社会保険 災害補償	勤務時間等に応じ、厚生年金保険、健康保険、雇用保険等に参加。 災害補償あり。
休日	原則、土曜日・日曜日・祝日・年末年始
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）ほか
条件付採用	1か月間（試用期間に相当するもので、再度の任用時も同様）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する各規定を適用

※ 任用期間中の勤務実績に基づく能力の実証等により、翌年度に再度の任用を行う場合があります。

3. 募集職種等

職種	勤務場所	職務内容	募集人員	時間給	勤務時間
一般事務	安芸地区衛生施設 管理組合	一般事務	2名	909円	平日 7時間

4. 選考日程及び採用までの流れ

区分	内容
書類選考	総務課が資格要件、志望動機、希望勤務形態など履歴書をもとに書類選考し、個別に面接日時などをお知らせします。
面接試験・採用内容	個人面接を実施し、採用が内定した申込者に、個別に書類を送付します。
採用決定	正式な採用決定となり、辞令を交付します。

5. 申込手続き、受付期間等

申込方法	履歴書の記入方法	<ul style="list-style-type: none"> ■記入は黒のボールペンで、かい書でていねいに記入してください。 ■履歴書の所定の位置に写真を貼ってください。 ■年齢は、記入時の年齢ではなく令和2年4月1日時点での満年齢を記入してください。 ■連絡先は、現住所に連絡が取れない場合の居所及び連絡先（携帯電話等）を記入してください。 ■学歴を、最終学歴まで記入してください。 ■職歴は、会社のみでなく自営業やアルバイト等、学校卒業後、経歴を古いものから順に記入してください。 ■資格・免許を記入してください。
	提出先	<p>郵送の場合は、封筒に「会計年度任用職員募集申込」と赤色で記入し、 〒731-4301 安芸郡坂町21322番地の11 安芸地区衛生施設管理組合 総務課 宛まで、郵送してください。</p> <p>持参する場合は、受付時間内に上記所属に提出してください。</p>
受付期間	令和2年3月13日（金）～令和2年3月27日（金）	
その他	履歴書に記載された個人情報については、採用に関する事務の目的で使用します。 また、提出された書類は返却しません。	

問い合わせ

（土日、祝日を除く8時30分から17時30分まで）

安芸地区衛生施設管理組合 総務課

〒731-4301 安芸郡坂町21322番地の11

☎ (082) 885-2525